

いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第77号

いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 平成18年度から<u>令和7年度</u>までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第30条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。</p> <p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 平成18年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第34条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 平成18年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第30条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。</p> <p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 平成18年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第34条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。